

名勝「三方五湖」区域内における審査指針

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
地域の状況および 審査指針	最も自然景観が優れ、景観維持の必要度が高い地域である。主要利用点からの眺望上重要な県道日向・美浜線、常神・三方線および三方五湖レインボーライン沿線から展望される区域および梅丈岳山頂から展望される各山稜線、長尾島・甲輪島・三方五湖の湖岸地および湾内に点在する烏辺島・沖の石・千島から眺望される各山稜線・海岸線・岩礁等を含む地域であり、極力景観を保護していく。 ただし、既に権利設定がなされている農林業および漁業を営む上で生じる現状変更については、文化庁および福井県教育委員会と協議する。	第1種区域に接して、景観維持の必要度が高い区域であり、景観との調和を図るために制限する。	集落等に接し、生活・生産に関連する景観が卓越した地域であり、良好な景観を育成することに努める。	集落およびこれに隣接する農耕地などで、集中的に開発された区域である。すなわち土地開発行為が可能な区域とし、主要利用ルートからの眺望に大きな支障がない限りは許容する。
建築物の新築・増改築	認めない。ただし、既存の建物の規模を超えない範囲での改築・建替および名勝の活用に必要な最小限度の施設の設置については、別途協議する。	認めない。ただし、既存の建物の改築・建替（高さ9m以下とする）および名勝の活用に必要な最小限度の施設の設置については、別途協議する。	湖岸・海岸線より5m以上離し、建築物周辺は修景緑化することとする。高さ制限は13m以下とする。	高さ制限は15m以下とする。
道路の新設	原則として認めない。ただし、農林業に必要な作業道および名勝の活用に必要な遊歩道については、別途協議する。	公益上あるいは地域住民の日常生活上または農林漁業等のため必要欠くことのできない道路（生活道路）および遊歩道以外は認めない。	地形を著しく破壊・損傷し、景観の保持に支障をきたすものは認めない。	景観に大きな影響を与えるものは認めない。
土地の造成	認めない。ただし、農林漁業の施業上必要最小限度の土地の開墾および名勝の活用に必要な園地造成については、別途協議する。	宅地の造成は認めない。ただし、農林漁業の施業上必要最小限度の土地の開墾および名勝の活用に必要な園地造成については、別途協議する。	地形を破壊・損傷し、景観の保持に支障をきたすものは認めない。	造成後は極力緑化に努めるものとする。
一般工作物の 新築・増改築	認めない。ただし、公益上必要なもの（交通標識・電柱等）については、別途協議する。	湖岸・海岸線より20m以上離すものとし、景観の保持に支障をきたすものは認めない。ただし、農林漁業に関係する工作物は、別途協議する。	湖岸・海岸線より5m以上離すものとし、景観の保持に支障をきたすものは認めない。ただし、農林漁業に関係する工作物は、別途協議する。	湖岸・海岸線よりもなるべく離らし、周囲との調和を図るものとする。
木竹の伐採	農林業の施業に伴う2ha以下の伐採以外は認めない。	農林業の施業に伴う2ha以下の伐採以外は認めない。	植栽計画に基づいたものとする。	景観上重要な樹木は保存を図るものとする。
鉱物の掘採および 土石の採取	原則として認めない。	新規の露天掘は認めない。ただし、現地形の景観を大幅に改変するおそれのないものは、別途協議する。	新規の露天掘は許可しない。ただし、現地形の景観を大幅に改変するおそれのないものは、別途協議する。	現地形の景観を大幅に改変するおそれのないものは、別途協議する。
湖沼および 河川の埋立・干拓	学術的研究および公益上必要なもの以外は認めない。			